

卸売市場法に基づく立入検査を行う職員の身分を示す証明書の様式を定める規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

千葉県知事 鈴木 栄 治

### 千葉県規則第四十五号

#### 卸売市場法に基づく立入検査を行う職員の身分を示す証明書の様式を定める規則

千葉県卸売市場条例施行規則（昭和四十六年千葉県規則第四百号）の全部を改正する。

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十四条において読み替えて準用する同法第十二条第三項の身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

#### 附 則

この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

#### 別記様式

(表)	(裏)
6センチメートル →	
第 号	卸売市場法抜粋
卸売市場検査員証	(報告及び検査)
職	第12条 略
氏 名	2 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
生年月日	3・4 略
上記の者は、卸売市場法第14条において読み替えて準用する同法第12条第2項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。	(地方卸売市場の認定)
写 年 月 日 交付	第13条 卸売市場であつて、第5項各号に掲げる要件に適合しているものは、(中略)都道府県知事(中略)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。
真 千葉県知事 印	2~7 略
有効期限 年 月 日	(準用)
	第14条 (前略)第12条の規定は、前条第1項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第6条第1項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(中略)読み替えるものとする。